

議案第三号

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年二月二十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「第十五条第五項及び」を削る。

第十五条第五項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て区規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（説明）

職員の超過勤務手当に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。